

特集

種類株式発行による中小企業経営への活用

経営権の集中

税理士
鈴木 広典

ポイント

- ① 経営権の集中を図るために活用できる株式等の代表的なパターンとして、(1)議決権制限株式、(2)拒否権付株式、(3)議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱い——の三つが挙げられる。
- ② 上記中、実務上、最も利用価値が高いと考えられる議決権制限株式の発行方法としては、新規発行、普通株式からの内容変更、無償発行などの方法があるが、新たな資金負担や少数株主の議決権が相対的に増えるなどの問題点があるので注意が必要である。
- ③ 会社法では、相続等の一般承継により取得された株式について会社が売渡請求できる旨を定款で定めることができ、株式の分散を防止することが可能となる。
- ④ 種類株式については、相続・贈与時の評価額や発行価額、売買価額をめぐる税務問題のほか、議決権制限株式等の発行による贈与課税の問題も考えられる。

はじめに

中小企業の円滑な事業承継を困難にさせる要因としては、例えば、後継者不在の問題、相続税負担の問題などさまざまな問題が考え

られるが、その中で大きな問題の一つとして挙げられるのが経営権の分散の問題である。先代経営者が経営を行っている間は、いわゆる属人的な人間関係のもと円滑に経営が行われていたとしても、事業の承継によりこうした人間関係が希薄化し、確固たる経営権(支

配権)を確保した上で経営を行わなければ、経営の意思統一が図れないというケースはしばしば見受けられる。

今回の会社法により、株式に関する規定が見直され、経営権の集中の局面で活用できる手法が大幅に拡充された。ここでは、その活用法の具体的な内容と税務上の留意点について整理したいと思う。

種類株式等を活用した経営権の集中

① 活用できる種類株式等の内容

会社法において、経営権の集中を図るために活用できる株式等(いわゆる種類株式等)としてはさまざまなものが考えられるが、代表的なものとして以下の三つが挙げられる。

① 議決権制限株式(会社法108①三)

(1) 内容

株主総会における議決権行使に関し制限された株式で、完全無議決権株式とすることも可能である。

会社法において、株式譲渡制限会社であれば、これまでの発行済株式総数の2分の1までとされていた発行限度が撤廃されることとなった。

(2) 活用法の具体例

相続に先立って議決権制限株式を先代経営者に対し発行しておき、相続発生時においては、事業の後継者には普通株式を、その他の相続人には議決権制限株式を承継させる。こうすることで、事業の後継者に議決権を集中させることが可能となる。

(3) 手続

定款変更のための株主総会の特別決議(総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該議決権の3分の2以上の賛成)が必要となる。

(4) 留意点

相続において、その他の相続人の遺留分等の権利を侵害しないよう配慮する必要がある。この点に関しては、その他の相続人が承継する議決権制限株式の評価がどのようになるかがきわめて重要な問題となる。

② 拒否権付株式(会社法108①八)

(1) 内容

特定の事項について、株主総会の決議の他にその拒否権付株式を保有する株主の同意が必要となる株式で、いわゆる「黄金株」ともいわれる。

(2) 活用法の具体例

相続に先立って拒否権付株式を先代経営者に対し発行しておき、相続発生時においては、事業の後継者には当該拒否権付株式を承継させる。こうすることで、事業の後継者に経営の重要事項に関する拒否権を持たせることが可能となる。

(3) 手続

定款変更のための株主総会の特別決議(総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該議決権の3分の2以上の賛成)が必要となる。

(4) 留意点

事業の後継者に拒否権はあるものの、その有する議決権の割合が少ない場合、単独で株主総会の決議が得られないなど、拒否権のみでは機動的な経営が困難な場合が考えられる(逆に、過半数を超えるような議決権を有す

る場合には、そもそも拒否権を利用する必要がないということも考えられる。)

③ 議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱い(会社法109②)

(1) 内 容

株式譲渡制限会社において、定款の定めをもって、議決権や配当等に関し株主ごとの異なる取扱いが可能となった(これまでは、有限会社においてのみ認められていた。)

(2) 活用法の具体例

あらかじめ、株主のうちで取締役である者のみが議決権を有する旨を定款で定めておき、事業の後継者を取締役にすることで、議決権を集中させることが可能となる。

(3) 手 続

定款変更のための株主総会の特殊決議(総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の4分の3以上の賛成)が必要となる。

(4) 留 意 点

事業の後継者への経営権の集中度合いは高いが、定款変更に関し株主総会の特殊決議が必要になってしまう。また、これまででも有限会社における利用例はほとんどなく、実務上は、異なる取扱いの可能な範囲などについて解釈が不明確な点がある。

● 2 ● 議決権制限株式の発行方法の検討

上記1の種類株式等の中で、実務上、最も利用価値が高いと考えられる議決権制限株式について、その具体的な発行方法を検討する。

① 新規発行による経営者への割当て

(1) 内 容

株主総会の特別決議を経て、先代経営者に対し議決権制限株式を新規に発行する。

(2) 留 意 点

① 先代経営者は、当該議決権制限株式を引き受けるための資金負担が必要となる。

② 特定の者に対する株式の新規発行となるため、その発行価額については他の株主との関係で適正な時価によらなければならない。

② 普通株式からの内容変更

(1) 内 容

全株主の同意を得て、先代経営者の有する普通株式のうち、一部を議決権制限株式に変更する。

(2) 留 意 点

① 先代経営者にとっては、新たな資金負担が必要ないという点で有効な方法と考えられるが、株主全員の同意が必要となることから、この方法を選択できるケースは、先代経営者が株式を100%保有している場合などかなり限定的と考えられる。

② 他に少数株主がいる場合、先代経営者の保有する株式の一部を議決権制限株式に変更することにより、当該少数株主の議決権割合が相対的に上昇することになるので、変更する株式の数量について十分留意が必要である。

③ 無償発行による株主割当て

(1) 内 容

株主総会の特別決議を経て、既存株主の全員に対し、無償で議決権制限株式を割り当てる。

(2) 留 意 点

新たな資金負担が必要なく、また、既存株主全員に対し無償で割り当てる方法であることから、少数株主等の理解も得られやすい方法と考えられる。

相続人等に対する売渡請求
(会社法174)

● 1 ● 内 容

相続や合併といった一般承継によって取得された株式(譲渡制限株式に限る。)に対して、会社が売渡請求を行うことが可能となった。

● 2 ● 活用法の具体例

あらかじめ定款で相続等の一般承継により取得された株式について会社が売渡請求できる旨を定めておき、相続等によって事業に携わらない者が株式を取得した場合には、会社が売渡請求を行うことで、株式の分散を防止することが可能となる。

● 3 ● 手 続

① 定款変更のための株主総会の特別決議(総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、当該議決権の3分の2以上の賛成)が必要となる。

② 売渡請求を行う都度、売渡請求する株式数、売渡請求の対象となる者を決定するための株主総会の特別決議が必要となる。

● 4 ● 留 意 点

① 会社と売渡請求の対象者との間で売買価格の協議が行われ、協議が不成立の場合には、裁判所への売買価格決定の申立てが可能である。

② 会社は自己株式として売渡請求の対象者から株式を取得することになることから、

いわゆる金庫株における財源規制により配当可能限度額の範囲でしか株式の買取りを行うことができない。

③ 先代経営者から後継者への相続による株式の承継についても、売渡請求が行われる可能性がある。

税務上の留意点

経営権の集中のためのさまざまな方法については、その税務上の取扱いについても十分留意する必要がある。以下に、税務上留意すべきいくつかの事項を検討する。

● 1 ● 種類株式等の相続税・贈与税における評価

例えば、先代経営者に相続が発生し、その相続時点において普通株式と議決権制限株式を保有していたとする。事業の後継者には普通株式を、その他の相続人には議決権制限株式を相続させる場合、その他の相続人が相続した議決権制限株式は相続税の計算上、どのように評価されるのかという問題がある。明らかに普通株式とは議決権が制限されているという点で異なっているが、普通株式と同様の評価方法で評価されることとなるのであろうか。

このような種類株式等の評価方法に関しては、現在のところ画一的な評価通達ではなく、基本的には財産評価基本通達に定める取引相場のない株式等の評価方法に準じて、各ケースごとに当該種類株式等の内容に応じ、個別に評価することとされている。

● 2 ● 種類株式等を新たに発行する場合の発行価額

例えば、先代経営者に対し、新たに議決権制限株式を発行する場合、当該発行価額は税務上いくらが適正であるかという問題がある。仮に、この発行価額が不相当に低額あれば、当該経営者は税務上の適正な価額と実際の発行価額の差額につき、他の既存株主より経済的な利益を得たものとして贈与税等が課税される可能性がある。

しかし、この場合の評価についても、上記1と同様に画一的な評価通達等はなく、基本的には財産評価基本通達、あるいは法人税法、所得税法の基本通達に定める評価方法に準じて、各ケースごとに当該種類株式等の内容に応じ、個別に評価することとされている。

● 3 ● 種類株式等を売買する場合の売買価額

例えば、先代経営者が保有する拒否権付株式を長男に譲渡しようとする場合、当該売買価額は税務上いくらが適正であるかという問題がある。仮に、この売買価額が不相当に低額あれば、税務上の適正な価額と実際の売買価額との差額につき、長男は先代経営者より経済的な利益を得たものとして贈与税等が課税される可能性がある。

しかし、この場合の評価についても、上記1、2と同様に画一的な評価通達等はなく、基本的には財産評価基本通達、あるいは所得税法に定める評価方法に準じて、各ケースごとに当該種類株式等の内容に応じ、個別に評価することとされている。

● 4 ● 議決権の移動に関する問題

例えば、先代経営者が保有する普通株式の一部について議決権制限株式に変更した場合、他の少数株主の議決権の割合は相対的に上昇し、あたかも先代経営者の議決権が他の少数株主に移転したかのように見える場合がある。

このようなケースにおいて、当該他の少数株主に対しては何らの課税関係も発生しないということによいのであろうか。仮に議決権の割合が相対的に増えることに関し、何らかの経済的利益が存在すると認められるならば、課税対象となり得る可能性が考えられる。

現在のところ、このような議決権の移動に関し経済的価値を算定し、課税されるということは実務上行われていないが、今後の取扱いについては注意が必要と思われる。

<参考資料>

・経済産業省・事業承継関連会社法制等検討委員会中間報告（平成18年6月）

〔すずき・ひろふみ〕